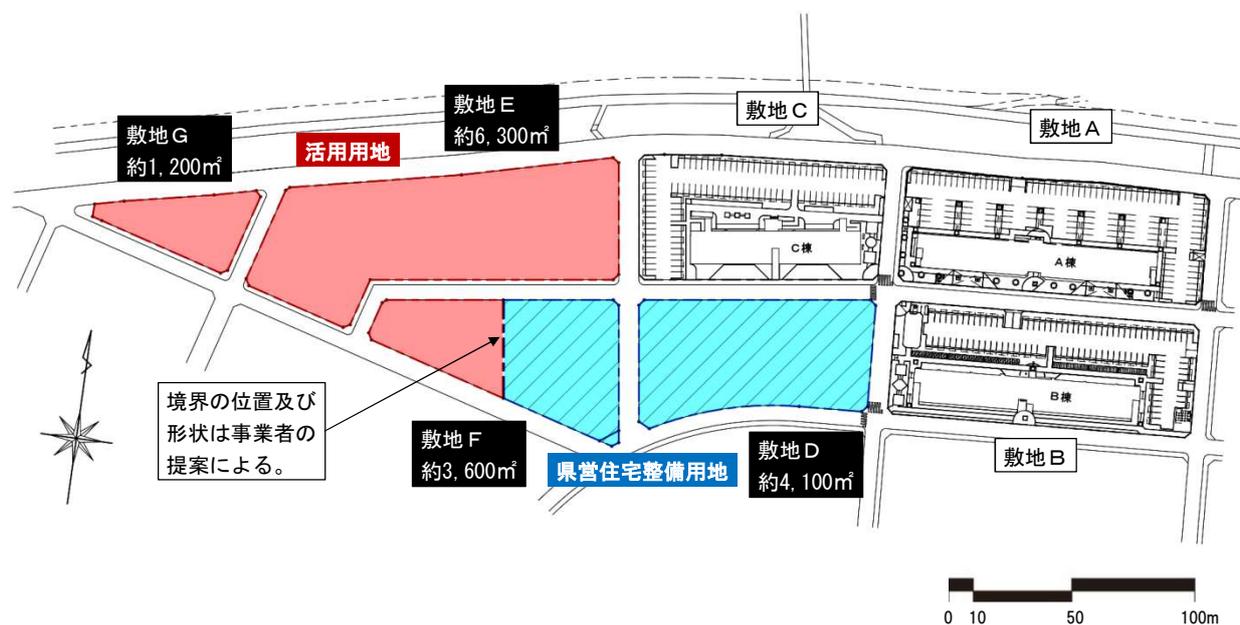


### 添付資料03 土地利用計画図（案）



凡例：

 …県営住宅整備用地

 …活用用地（最大）

活用用地については、①～③から提案内容に応じて事業者が選択するものとする。

- ①：敷地Fの西側全部
- ②：敷地Fの西側全部+敷地Eの一部又は全部
- ③：敷地E全部+敷地Fの西側全部+敷地G全部

敷地Eの一部を活用用地とする場合、分筆線は原則として南北に直線1本とする。

生活支援施設は原則として敷地Fに建設することとするが、上記②及び③において敷地F全てを県営住宅整備用地にする場合は、それぞれ活用用地の他の部分に建設することとして差し支えない。この場合において、上記②及び③の「敷地Fの西側全部」は活用用地から除外するものとする。